

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50 %</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

(注意 1) 手数料は、上記の範囲内で契約書において個別に定めます。

(注意 2) 上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

短期退職時の手数料の払い戻し

紹介した求職者が、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき理由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を返還いたします。

・ 1 か月未満で退職した場合	紹介手数料の 70%に相当する額
・ 3 か月未満で退職した場合	紹介手数料の 50%に相当する額
・ 6 か月未満で退職した場合	紹介手数料の 30%に相当する額

但し、求人者の求職者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に求職者が一身上の都合にて退職した場合等には、紹介手数料を返還しないこととする。

許可番号

事業所の名称及び所在地

U E R F 合同会社 有料職業紹介所

福岡県糸島市前原中央3丁目1番29号2F